

# いわき市農業委員会第30回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年9月19日（火曜日）午前10時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

## 1 出席者（計34名）

### (1) 農業委員（23名）

1 木田 テイ子	11 鈴木 理	21 新妻 公二
2 四家 誠	12 生田目 祥明	
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和	17 箱崎 寿正	
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

### (2) 事務局（11名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

## 2 欠席者（計1名）

22 大竹 公治

## 3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局  
(中村次長) それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会  
会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなり  
ます。

草野会長、よろしく願いいたします。

議長  
(草野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。  
円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお  
願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号22番、大竹公治委員となります。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する  
法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉  
会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第30回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第  
24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号15番、新妻信夫委員、議席番号16番、平田敬一委員、以上2名  
の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通  
知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護  
条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に  
記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の  
全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおい  
ても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局  
(中村次長)

#### 【議案書2～3ページにより会務報告】

議長  
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である  
農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられているこ  
とから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどう  
か、事務局の説明を求めます。

事務局  
(赤津係長)

特に、取下げ、追案等はありません。

議長 (草野会長)	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。</p> <p>該当する場合には、議案審議の際に申し出てください。</p> <p>それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の4ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>議案説明書2ページをご覧ください。</p> <p>併せて地図につきましては、別紙「現地調査位置図」をご覧ください。</p> <p>番号1番から9番につきましては、売買による所有権の移転、番号10番につきましては、賃借権の設定、このうち、番号1番が新規就農案件となります。</p> <p>以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。</p> <p>今月の3条申請面積につきましては、田 32,599 m<sup>2</sup>、畑 3,963 m<sup>2</sup>、合計 36,562 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>議案説明書4ページをお開き願います。許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>なお、許可要件の詳細につきましては、5ページでご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
1番 木田委員	<p>番号1番から10番までの事案につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
18番 鈴木(義) 委員	<p>番号1番について、お伺いします。</p> <p>新規就農ということで、75歳で野菜を作るとのことですが、準備している農業用機械と、今後、何を栽培するのかについて、お伺いします。</p>
事務局 (福田主査)	<p>まず、農業用機械については、耕運機2台を所有しております。</p> <p>また、栽培する作物については、申請上は、ナス、キュウリ、ピーマン、</p>

事務局 (福田主査)	ジャガイモといった品目が記載されております。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
17番 箱崎委員	番号5番について、お伺いします 売買価格が高いと思いますが、理由を教えてください。
事務局 (福田主査)	売買価格については、申請書を提出した代理人の方も疑義を持っていたことから、申請者に対し確認をして頂きましたが、この金額で間違いのないことでした。
	詳細な理由については、聞いておりませんが、以前からこのような約束であったというお話でした。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
	【意見・質問なし】
	ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
	議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
	ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
	次に、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の5ページをお開き願います。
	【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
	なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (浅川主査)	議案の説明に入る前に、案件の一部取下げ及び資料の訂正があります。始めに、案件の一部取下げについて、ご説明いたします。
	議案説明書9ページ、番号11番につきましては、申請人より「一時転用の終了に係る農地への復元方法について、最終的な合意に至らなかった」との理由から、取下げ願が提出されましたので、削除願います。
	次に、資料の訂正について、ご説明いたします。
	議案説明書8ページ、番号5番の「申請土地の面積」についてです。
	実測面積である268.8㎡の記載となっておりますが、正しくは、登記面積である268㎡となります。
	現地調査位置図の20ページについても、併せて訂正くださるようお願いいたします。

事務局  
(浅川主査)

只今、ご説明いたしました案件の一部取下げ及び資料の訂正により、今月の5条許可申請面積が、田7,367.88㎡から4,436.88㎡へ、畑3,381.80㎡から3,381㎡へ変更となり、合計面積につきましても、10,749.68㎡から7,817.88㎡へ変更となりますので、こちらにつきましても、訂正をお願いします。

それでは、議案の説明に入ります。

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は12ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5045番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、山田町、畑283㎡、一般住宅（分家住宅）、使用貸借権の設定です。

番号2番、常磐三沢町、畑687㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号3番、常磐三沢町、田1,197㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号4番、四倉町大森、畑1,040㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。

番号5番、遠野町根岸、畑268㎡、遠野支所整備、所有権の移転です。

番号6番、田人町旅人、畑183㎡、一般住宅、使用貸借権の設定です。

番号7番、久之浜町末続、田795㎡、積込車両の待避所、貸借権の設定です。

番号8番、平中平窪、田1,478㎡、資材置場としての一時転用、貸借権の設定です。

番号9番、平下片寄、畑920㎡、仮設駐車場としての一時転用、使用貸借権の設定です。

番号10番、四倉町白岩、田966.88㎡、電気事業工事のための作業ヤードとしての一時転用、貸借権の設定です。

以上10件、面積は、田4,436.88㎡、畑3,381.00㎡、合計7,817.88㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

2 番 四家（誠） 委員	番号 1 番から 7 番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 （草野会長）	続いて、事務局より、お願いいたします。
事務局 （浅川主査）	番号 8 番から 10 番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 （草野会長）	只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 <b>【意見・質問なし】</b> ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第 2 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 <b>【「異議なし」の声あり】</b> ご異議なしと認め、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第 3 号、「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。
事務局 （府川係長）	議案書の 6 ページをお開き願います。 <b>【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】</b> なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 （鈴木主査）	始めに、資料の差し替えをお願いします。 議案説明書 15 ページにつきまして、番号 4 番、5 番の対象農地等に修正がありましたので、本日お配りしている資料と差し替えをお願いします。 それでは、議案第 3 号について、説明いたします。 議案説明書 13 ページをお開きください。 いわき市農用地利用集積計画書の内容について、説明します。 第 5 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案です。 実施地区は、平、四倉、借り手 4 名、貸し手 3 名、対象筆数、田 21 筆、畑 5 筆、面積は、田 18,194 m <sup>2</sup> 、畑 1,837 m <sup>2</sup> となっております。 なお、議案説明書 14 ページの詳細な説明は、省略させていただきます。 説明は、以上です。
議長 （草野会長）	只今、事務局より、議案第 3 号について、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

議長  
(草野係長)

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。  
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(金成主査)

本日お配りしております、資料1をお開き下さい。

始めに、先にお配りしました議案説明書では、番号1番小名浜野田の案件のみでしたが、その後、番号2番川前町小白井の案件が追加されましたので、本日お配りしております資料1のとおり、議案説明書を訂正させていただきます。

非農地の判断について、説明致します。

番号1番及び2番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者からの合意を得られたことから、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、定例の現地調査及びいわき市農業委員会地区審議会の委員において実施しております。

9月分は、田1筆、604㎡、畑1筆、392㎡、合計2筆、996㎡です。

現地の様子については、この後、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

3番  
志賀委員

番号1番については、他の議案と併せて木田テイ子委員、四家誠委員、草野庄一委員と、現地を確認しましたが、山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

4 番  
草野委員

番号 2 番については、小川・川前地区審議会の委員である、矢内安宏委員、白石保基委員と一緒に、現地を確認しましたが、原野の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。  
報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第 4 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第 4 号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第 5 号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条に規定する承認について」、事務局の説明を求めます。

なお、関係する市生産振興課の職員が、同席することを併せてお伝えいたします。

事務局  
(鯨岡係長)

議案書の 8 ページをお開き願います。

【議案第 5 号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局  
(金成主査)

それでは、資料 2 をお開き願います。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条に係る承認について、説明申し上げます。

この特定農地貸付法ですが、先ず、簡単に概要を説明いたします。

特定農地貸付法では、都市住民等への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例が措置されております。

今般、小名浜林城地内での市民農園の開設にあたり、同法第 3 条に規定する農業委員会の承認を求められたことから、お諮りするものです。

市民農園とはということで、資料に四角囲みの箇所があります。

こちらは、農林水産省が示している市民農園の考え方の概要を、そのまま転記したものです。

農地を利用したレクリエーション、高齢者の住まいづくり、生徒児童の体験学習など多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して、自家用の野菜や花を栽培する農園のことを市民農園というように国が定義しております。

こちらについて、本日説明させていただきます。

2、特定農地貸付法における市民農園開設の条件です。

この特定農地貸付けの(1)定義になりますが、この①から③を満たすこと

事務局  
(金成主査)

が条件です。

①10 a 未満の農地の貸付けで相当数の者を対象として定型的条件で行われること。

②営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。

③貸付期間が5年超えないこと。

以上の条件が、付されております。

その上で、(2)特定農地貸付けの実施主体につきましては、地方公共団体(いわき市)及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付けについては、次の要件が義務づけられております。

①適正な農地利用を確保する方法を定めた貸付協定を市との2者間で締結する。

②農地を所有していない者の場合は、いわき市、又は農地中間管理機構から農地の使用貸借による権利又は賃貸借権の設定を受けて特定農地貸付けを実施。

以上の付加要件が、定められております。

これらを踏まえまして、(3)特定農地貸付けの農業委員会の承認があります。

特定農地貸付けを行うときは、申請書に貸付規定を添えて農業委員会へ承認を申請する。

農業委員会は、承認の申請が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する観点からみて、農地が適当な位置にある等一定の要件に該当する場合は承認をすることとされております。

これによる承認の効果ですが、特定農地貸付け及びそのための農地の権利の取得については、農地法第3条の許可の規定の適用を除外するということです。

これについては、本来、使用収益権、賃借権、使用貸借権、所有権等の権利を取得する場合には、農地法第3条第1項の許可を得なければならないとされているわけですが、この特定農地貸付けの承認を得ることで、許可を得ずに、特定の方々、権利を持つ方々に、農地の使用を認めることが可能であるということです。

概要については、以上になります。

次に、資料の2ページをご覧ください。

今般、農業委員会に対し、承認申請のあった小名浜林城地内の市民農園について、説明いたします。

①、土地の情報は、小名浜林城地内、合計5筆です。

②、市民農園の目的は、開設者に聞き取りを行った内容を記載しておりますのでご確認ください。

次に、資料の3ページをご覧ください。

市民農園の管理についてです。

開設者は、Aさん(85歳)、渡辺町在住です。

こちらは、本人が所有している農地です。

事務局  
(金成主査)

今までは、長男のBさん(51歳)が農地を管理運営してきましたが、6年前にBさんは茨城県守谷市に居住し、会社経営をしております。

その間も週末や仕事でいわきに戻り、自分の親が所有する農地の管理をしてきました。

トラクターによる耕起や、4年前までは水稻もやっていたという実績があります。

今般、市民農園の開設にあたっては、Bさんが常時いわき市にいないことから、Aさんの長女である平久世原在住のCさん(66歳)も、一緒に管理するという事になります。

なお、Cさんについては、Aさんの居住地である渡辺町において、6年前に実家の農地の所有権を取得し、水稻を中心に農業を営んでおります。

現在、6反歩程度の水田と2反歩程度の畑を管理しているというのがCさんです。

こちらは、Bさんが茨城県守谷市に居住するタイミングで、実家の農地の管理ということで、Cさんが権利を得たものです

今回、Aさんの残った小名浜林城の農地について、今まではBさんが管理してきましたが、市民農園として利用したいということで、申請がなされたものです。

なお、農園の管理については家族で行うということで、資料に相関図を載せております。

資料の4ページ、5ページは、地図になります。

資料の6ページからは、特定農地貸付法となります。

第3条、特定農地貸付けを行おうとする者は、申請書に貸付規定を添えて、その特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会に提出して、第3項の規定による承認を求めることができるということで、今回の申請が上がってきたということです。

次に、資料の9ページをご覧ください。

市民農園の開設方法ですが、概要を説明したいと思います。

こちら、農林水産省が示している市民農園開設の手引きに記載されているものを、転記したものですのでご覧ください。

開設方法には、貸付方式と農園利用方式の二種類あります。

一つが貸付方式で、今回の特定農地貸付法に基づく貸付です。

こちらは、利用者に農地を貸す方式です。

原則として、特定農地貸付法の手続きが必要です。

もう一つが農園利用方式です。

こちらは、利用者に農地を貸さず、園主の指導の下で事業者が継続的に農作業を行う方式です。

この場合は、農地の管理を園主が行いますので、利用者への農地の権利の設定、移転を伴わないため、農地法等の手続きは必要ありません。

ただし、開設にあたり、農地の権利を取得する場合は、農地法3条の手続きが必要となります。

この他にもう一つ、農地に農機具倉庫や休憩所などの施設を設置する場

事務局  
(金成主査)

合には、市民農園整備促進法が利用できる場合もあります。

こちらの市民農園整備促進法の手続きによって、特定農地貸付の手続きと、当該施設整備に必要な農地法の農地転用の手続きが不要となります。

また、都市計画法の特例も受けることができまして、例えば、市街化調整区域に、大きな倉庫を建てたいといった場合、通常は開発行為が認められない場合もありますが、この市民農園整備促進法で承認されると、市民都市計画法の特例も受けられることとなります。

なお、この市民農園整備促進法の手続きをとらずに、個別に農地転用の手続をとって施設を整備することも可能であり、今回の申請に関しましては、こちらの方式を取っているところです。

計画では、市民農園を30区画で始める予定です。

当面、駐車場等の整備は考えておりませんが、今後、利用者が増えた場合には、事前に農地転用の手続きを行ってから、必要な駐車場・トイレ・倉庫等を設置する予定です。

こちらは市街化区域ですので、農地転用の手続により、使用できるものとなります。

次に、資料の10ページをご覧ください。

こちらが今回申請されました、特定農地貸付の承認申請書です。

また、資料の11ページが特定農地貸付規定です。

内容につきましては、農業委員会事務局並びに協定を結んだいわき市により、確認しているところです。

次に、資料の13ページが区画の全体像です。

対象農地の現況を、この後、全面のモニターに投影させていただきますので、併せてご確認ください。

#### 【モニターに対象農地を投影】

次に、資料の14ページからは、いわき市とAさんとの間で締結された貸付協定となります。

貸付協定につきましては、特定農地貸付法第2条の規定に基づき、市と開設者が締結するものとされており、8月30日付けで締結されております。

これをもって、本委員会に承認申請がなされているということになります。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

1番  
木田委員

本案件については、現地を確認しましたが、市民農園を開設するにあたっての農地の位置や条件については、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないとされるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

宅地の中にぽつんと市民農園があるのですが、利用者が車で圃場へ乗り入れすると思います。

農道しかなくて、駐車場もありません。

それで、何処に車を停めるのかという問題が一つ。

あと、人が来るのに休憩所等がなくて良いのか。

私もそこまで突っ込んでいいのか分からないのですが、管理者のCさんが常駐するわけではないと思います。

勝手に来て勝手にやっけて行くということでもいいのか。

それについては、管理者と利用者との間で話されることだと思うのですが、以上の点を確認しておきたいと思います。

よろしくお願いします。

事務局  
(金成主査)

それでは、聞き取りの範囲内で、お答えいたします。

併せて、モニターをご覧ください。

**【モニターの投影画像により説明】**

まず、進入路に関しましては、対象農地の西側が、堤防敷の道路になっております。

管轄はいわき市で、使用許可を取っております。

若干ですが、車が展開できるようになっておりますが、駐車場と呼べる状態ではありません。

駐車場に関しては、今後、利用者の数に応じて整備を進めるというような考えです。

資料の13ページが、最終的な想定 of 図面になります。

利用者が増加した場合、相当規模の駐車場を整備するという計画が、こちらの提出された図面になります。

現状、そこまでの利用者の確保ができておりませんので、今回に関しては、必要に応じて増やしていくという考えです。

なお、堤防の先に、車を数台停車できる敷地があり、その使用許可も得ているということを確認しております。

次に、休憩所やトイレ等の施設ですが、1区画25㎡の畑ですので、基本的に水等は個人が持ってくるものとしております。

休憩所やトイレも、人が増えてくれば当然必要になってきますが、現時点で、利用者が長時間留まるということは考えにくいいため、必要性はそこまで高くないと考えております。

必要であれば、設置するという考えです。

その際には、市街化区域ですので、農地転用の手続を事前に行うよう指導しているところです。

また、市民農園の開設に関しては、それらの条件全てが開設要件ではありません。

ご理解頂きたいと思います。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

5番  
田子委員

確認ですが、資料の1ページ、2の(1)特定農地貸付けの定義ですが、これは、貸す人に対してではなく、借りる人の条件ですよね。

そうすると、借りる人は、1反歩以下じゃないと駄目ということになりますが、営業目的とした農業は、行えないということでもよろしいですか。

事務局  
(金成主査)

はい。

5番  
田子委員

わかりました。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木(義)  
委員

私の近所にも市民農園的なものがあるんですけど、最初は利用してくれたのですが、段々利用者がいなくなって、耕作放棄地に近づいて、とても心配しています。

それを言っても、多分、許可が通ると思いますが、私が心配したのは、利用者が水を持って来るといことです。

金成さんの説明でしたが、正直、25㎡の畑と言っても、凄い量の水を使います。

この天気で皆さんも分かっていると思いますが、凄く渇水している状況です。

女性や高齢者が耕作する際に、やっぱり水がないと難しいと思います。

近くに水路がない状態ですから、本当に大丈夫なのかと心配しております。

事務局  
(金成主査)

水の管理については、事務局でも心配いたしました。

本日の総会意見につきましては、開設者のAさんやCさんの方に、きちんとお伝えしたいと思います。

18番  
鈴木(義)  
委員

あと1点、先ほど私が言った、近所の市民農園の利用者が減少しているという話しに関連してですが、30区画を設けるとのことですが、現在の利用予定者数を教えてください。

事務局  
(金成主査)

今回の総会の承認をもって開設がスタートし、情報がオープンになるということですので、現時点での利用予定者はおりません。

また、耕作放棄地になるという懸念についてですが、貸付協定の中で、適切に農地を管理するということを約束しているところです。

18番  
鈴木（義）  
委員

わかりました。

議長  
（草野会長）

委員の皆様のご意見に対し、農業委員会として金成主査が全て回答しましたが、この案件については、窓口としては市の生産振興課が担当です。

農業委員会はいくまで承認する側ですので、管理や指導などはどこが行うのか、本日同席しております市の生産振興課の方にお聞きしたいと思います。

生産振興課  
（児山係長）

只今の議長のご質問ですが、管理の指導などにつきましては、資料の14ページ、15ページをご覧ください。

いわき市と開設者の間で締結した貸付協定において、担保するような考えとなっております。

具体的には、第6条、7条において、いわき市の責務について、開設者がこの地域・エリアを適正に管理しているかを確認する実施調査を定期的に行うこと、開設者に対して管理状況の報告を求めることといった内容を明記しております。

今回は、初めてのケースですので、今後、何らかのトラブルがあることも想定できます。

そういった疑義に関しましては、第9条において、いわき市と開設者の協議により、定めるものとしております。

書面での担保を図ったところです。

説明は、以上です。

議長  
（草野会長）

農地を有効利用していただくことは、非常にありがたいことです。

4月に農地法の下限面積が撤廃されたことで、誰でも容易に農地の貸し借りが出来るようになった。

こういう状況下で、うまく市民農園をやって行くには、管理だけではなく、営農指導などが重要になって来るのではないのでしょうか。

生産振興課では、その点については、何かお考えはありますか。

生産振興課  
（児山係長）

市民農園に関しましては、県の観光交流課も関係組織となります。

相談の際の助言はもとより、先進事例等も参考にしながら、県と連携して利用者の拡大に努めて参ります。

議長  
（草野会長）

よろしく願いいたします。

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

昨今、農作業中に熱中症になる方が多いです。

管理者が不在のときに、利用者が熱中症で倒れるということも考えられます。

12番  
生田目委員

ここは、何もないところですよ。  
日陰もありません。  
1人で倒れたら、誰も助けてくれません。  
そういうところを管理者や利用者に指導するなど、気にかけていただき  
たいと思います。  
よろしくをお願いします。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

23番  
木幡委員

資料 11 ページの特定農地貸付規程ですが、第 4 では「貸付期間は、毎年  
10 月 1 日から」とあり、第 5 では「募集期間は、農地を貸し付ける日の 30  
日前から 30 日間」、つまり 9 月いっぱいという意味ですよ。  
そうすると、第 4 では「貸付けを受ける者は、賃料を毎年 8 月 15 日まで  
に支払う」と書いてありますが、これってスケジュール的に合っています  
か。

事務局  
(金成主査)

スケジュールについては、農業委員会の承認を得るまでを想定して設定  
しております。  
承認後でなければ貸付けられないものですので、本日承認された場合に  
は、10 月 1 日から貸付けることを想定しております。  
また、賃料の支払い日については、初年度は、開設者と利用者との間で  
協議し、次年度以降は、定期的に 8 月 15 日までに支払っていただくという  
開設者側の設定です。  
なお、募集期間を 30 日前から 30 日間としておりますが、実際には常時  
受け付けいたします。  
年度途中での申込みの場合には、資料 11 ページの第 4 の(2)に「月割り料  
金」の設定について、明記しておりますのでご確認ください。  
事務局でもこのスケジュールでよいのか確認を取ったところですが、A  
さんのほうで大丈夫だということですので、ご指摘のとおり違和感がある  
箇所もありますが、初年度に関しては、このような考え方でご理解くださ  
いということでした。  
以上です。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

11番  
鈴木(理)  
委員

本当につまらない言い方になりますが、私の地区では、市民農園といっ  
てよいのかわかりませんが、所有者が個人的に貸し付けて、利用者が 25 名  
ほど集まった畑がありました。  
しかし、1 人辞める者が出ると、次から次へ辞める者が増え、結局全員  
辞めていなくなりました。

11番  
鈴木（理）  
委員

私の地区では、中山間地域直接支払制度を取り入れた際に、この畑も管理していくことになりました。

利用者が休むために石や椅子などを置いたり、ビニールハウスを設けたり、様々なものが畑に持ち込まれます。

それをみんな置き去りにしていなくなった。

私はそのあと、管理のためにトラクターでその畑を耕しましたが、ロータリーの歯を何本も折りました。

現実にもそういうことがあり得るといふことなので、管理者には、十分に気をつけて頂きたいと思います。

それから、私が直接確認したわけではないのですが、ある雑誌を読んだ時に、たしか仙台の市民農園の例だったと思います。作物を作る技術指導も併せてやっていた。

県や市の担当者、JAなどが作物の栽培指導も行っていた。

意外と飽きてしまうということもあり得るといふことで、いずれにしても始めるのであれば成功してもらわないと困りますので、きちんとした、なるほどという一つの見本にして頂きたいと思います。

先ほど駐車場の問題もありました。

「停めてもよいところがある」じゃなくて、「停めるところがある」といふようにしていかないとはいけません。

私の地区の放置された畑も市道沿いですので、当時は、利用者が道路脇に連なって車を停車し大変迷惑でした。

車社会でもありますので、当初から駐車場を確保させるなど、周りから苦情が出ないようにしっかりと指導をお願いしたいと思います。

ぜひ成功するために、頑張ってくださいと思います。

議長  
(草野会長)

私も現地調査をしました。

やはり農地を守るのに非常に苦慮しているのは、雑草対策です。

大きなトラクターで一気にやればいいのだが、仕切られた30区画を除草するのは並大抵のことではありません。

管理体制に不安が残ります。

委員の皆様の意見は私も全く同感ですが、だからと言って危険だからやめろということではありません。

今日来られている市の生産振興課のお二人が、当事者との相当な意見交換をしたのだと思います。

ただ、行政の立場としては、職員が5年や10年とそこに張り付いて、市民農園を管理できる訳ではありません。

事業としては続いても、担当者がコロコロと変わってしまい責任が薄れてしまうものです。

市としても、これから市民農園を増やしていく考えなのであれば、今後は我々に対し、事前にもう少し情報を伝えていただいたうえで、様々な事例も参考としながら話を煮詰めていく、そういった内容の濃い時間が持てればと思います。

議長  
(草野会長)

これは私の意見として、聞いておいてください。  
そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

20番  
坂本委員

市民農園の優良事例になるかと思いますが、以前、私と箱崎委員が「いわき農業青年クラブ連絡協議会」に入っておりました。

その際、平荒田目地区で一部農地を貸してくれた所がありまして、私が会長をしていた時ですので、もう25年ほど前になりますが、いまだにその農園は運営されております。

開園式や収穫祭などもやっておりました。

市の生産振興課のお二人には、私たちの後輩になるクラブ会員の皆さんに情報を得るなどして、是非、参考にして頂ければと思います。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条に規定する承認について」は、原案のとおり可決いたします。

市の生産振興課のお二人、ありがとうございました。

これからも、よろしく願いいたします。

ここで、報告第1号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

15時5分まで休憩といたします。

【10分間の休憩】

次に報告に移ります。

報告第1号から報告第4号まで一括して、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の19ページから25ページをお開き願います。

今月の報告件数は27件、権利の移動理由はすべて「相続」です。

権利の取得面積は、田127,153.16㎡、畑55,050.88㎡、合計182,204.04㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の27ページから28ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は、田747㎡、畑0㎡、合計747㎡で

事務局  
(府川係長)

す。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。  
続きまして、議案書の 11 ページをお開き願います。

【報告第 3 号を朗読し、報告事項（農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の 29 ページから 31 ページをお開き願います。

今月の報告件数は 7 件、転用面積は、田 5,772 m<sup>2</sup>、畑 306 m<sup>2</sup>、合計 6,078 m<sup>2</sup>です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の 12 ページをお開き願います。

【報告第 4 号を朗読し、報告事項（農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の 33 ページから 34 ページをお開き願います。

今月の合意解約件数は 4 件、面積は、田 7,060 m<sup>2</sup>、畑 0 m<sup>2</sup>、合計 7,060 m<sup>2</sup>です。

以上、合意解約の通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

次に、報告第 5 号について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(赤津係長)

議案書の 13 ページをお開き願います。

【報告第 5 号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】

議案説明書の 35 ページから 36 ページをお開き願います。

今月の交付件数は 1 件、面積は、田 1,440 m<sup>2</sup>、畑 1,681 m<sup>2</sup>、合計 3,121 m<sup>2</sup>です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。

次に、協議事項に入ります。

「令和 6 年農作業労働賃金標準額について」、事務局の説明を求めます。

事務局  
(鹿内主査)

資料 3 をご覧ください。

前回から、標準額の検討に入りました。

事務局からは、まず、前回の協議結果について報告いたします。

資料の右側が協議結果になります。

読み上げますので、ご確認ください。

「育苗」、730 円から 770 円、40 円の増、「耕起（ロータリー耕）」、5,800 円から 6,000 円、200 円の増、「耕起（プラウ耕）」、7,000 円から 7,000 円、増減無し、「畔ぬり」、55 円から 55 円、増減無し、「ブロードキャスターに

事務局  
(鹿内主査)

よる施肥」、500円から900円、400円の増、摘要欄に「運搬を含む」を追記、新規作業項目として、「溝切り」を追加、標準額2,000円、単位10a、摘要欄に「10aあたり3～4本」と記載しております。

また、資料の下段には、標準額に設定しないとした作業項目を掲載しております。

「倒伏田の料金割増」、「転倒車両の引揚げ」の2件となりますので、各自ご確認ください。

前回の協議結果については、以上となります。

次に、本日検討する作業項目ですが、前回配付しました検討資料のうち、32ページの「播種・芽出し」、33ページの「乾燥調製後の玄米の運搬費用」、いずれも新規追加要望のあった作業項目2件と、9ページの「代かき」から、21ページ目の「くず米」までの既設項目13件、合計15件を目安に、ご協議願います。

なお、資料の裏面には、前回依頼のありましたJA福島さくら管内の「苗の単価」を掲載しておりますので協議の参考として下さい。

説明は、以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

昨今の燃料の高騰に関して、私から提案があります。

データは取っていないのですが、昨年から今年にかけて10あたり20円ほど値上げされております。

昨年も一昨年に比べると値上がりしております。

この値上がり分を受託者が負担するような形になっておりますので、その分を賃金に反映をさせて頂きたいと思っております。

個別の値段設定ではなく、昨年の料金から一律にアップすることを提案させて頂きます。

個別に見ればそこまで上がっていないと思っておりますが、作業のほとんどで機械を使っております。

前回値上げさせて頂いたものもありますが、ここは是非、一律アップという形を取って頂きたいと思っております。

上げ幅に関して協議する必要があると思っておりますが、ご検討をよろしくお願い致します。

6番  
藁谷委員

この前、ライスセンターで話した内容なのですが、「刈り取り」と「乾燥」で、昨年在1反歩あたり300円の値上げ、今年も同様に値上げされ、一昨年から600円も上がっている。

受託者にとっては、どうやって行けばいいのか、深刻な問題となっております。

そういった状況ですので、私からもご検討をお願いしたいと思います。

議長  
(草野会長)

協議の手法としては、作業項目毎に検討していく流れです。  
生田目委員や藁谷委員の意見は、総合的な値上げのご意見ですので、作業項目毎の検討過程で、一律アップが必要だと判断される場合には、適宜協議したいと思います。  
それでは、今回は2回目の協議となります。  
新規追加項目2件と既設項目13件の合計15件を目安に、協議して参りたいと思います。  
前回配付した検討資料の32ページ、新規追加項目「播種・芽出し苗」からです。  
前回ご要望のありました「JA福島さくら管内の苗の単価表」について、鹿内主査に調べて貰いました。  
資料3の裏面に記載されておりますので、皆様もご覧ください。  
いわきは、「芽出し苗」のみの対応で、1箱あたり540円の設定です。  
たむらは、「成苗」のみの対応で、1箱あたり790円の設定です。  
郡山は、「芽出し苗」1箱あたり550円と、「硬化苗」1箱あたり770円の設定です。  
ふたばは、「芽出し苗」1箱あたり480円、「緑化苗」1箱あたり500円、「硬化苗」1箱あたり770円の設定です。  
他市町村の標準額の設定については、検討資料の32ページのとおり、南相馬市が1箱あたり550円としているところです。  
「播種・芽出し苗」の新規追加について、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木(義)  
委員

今回「播種・芽出し苗」を入れたいということですが、資料3に記載されているいわきの「芽出し苗」は、540円となっています。  
これは、配達料込みの値段です。  
自分で取りに行った場合は、490円となっていますので参考として下さい。  
個人的には、農作業労働賃金標準額は、JAに承認を得て策定しているので、JAと値段が異なるのはいかながなものかと思います。  
「1箱あたり490円、配送料は別」と記載するのがよろしいかと思いません。

議長  
(草野会長)

いわきは540円で、実質その内容は、490円で配送料が50円ということ  
です。  
JAと足並みを揃えるべきとのご意見でした。  
私も同じ意見です。  
表現としては、「1箱あたり540円、配送料含む」と、「1箱あたり490円、配送料は別」の二つが考えられます。  
分かり易いのは、JAの設定同様の「1箱あたり540円、配送料含む」だ  
だと思います。  
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

議長  
(草野会長)

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「播種・芽出し苗」の項目を追加し、「1箱あたり540円、配送料含む」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「播種・芽出し苗」の項目を追加することにいたします。

次に、検討資料の33ページ、新規追加項目「乾燥調製後の玄米の運搬費用」について、協議いたします。

こちらについては、コンバインの内訳として、「運搬3,000円」の設定が既にありますが、これは田んぼから乾燥調製場までの運搬ということになります。

今回は、乾燥調製後の「運搬」となります。

また、隣接する他市町村における標準額の設定はありません。

主な見直し意見としては、慣習のため明文化してほしい、設定希望金額は1袋あたり100円という意見がありました。

乾燥調製後の「運搬」となると、玄米の運送費用ですから、そうなる「農作業以外の作業と考えられる」と検討資料の備考欄には、記載もあります。

これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木（義）  
委員

正直に言って、今、玄米を直接取りに来る人は少ないと思います。

それでしたら、「もみ摺」、「もみ摺・色彩選別機同時」、「くず米」も含めて一律100円アップとして、摘要欄に「運搬を含む」としたらいかがでしょうか。

ひとつの意見として、ご検討願います。

5番  
田子委員

この運搬費用というのは、例えば他の農作物に関して言うと出荷のための搬送費にあたるものだと思います。

「もみ摺」をした後、例えば農協に納品するのであれば、その「もみ摺」をした場所から農協までの運送経費になると思います。

当然、距離によっても値段は異なりますが、そのまま経費として請求して良いと思います。

これが農作業の一連の経費として認められないという意見があると備考欄に書いてありますが、出荷するまでは一連の農作業だと思います。

私も出荷経費というのは、しっかりと製造原価の中に入れておりますから、検討資料の備考欄に書かれている指摘には、当たらないと思います。

むしろ設定すべき金額について、議論したほうが良いと思います。

議長  
(草野会長)

只今、二人の方から意見がありました。

運搬費用を設定するということになると、運送業に関する手続きも取らなければならないと思います。

議長  
(草野会長)

現在、配送作業を行っている方々の中には、自己責任で配送している方も多いと思います。  
当然、金額が発生すれば、法的な縛りも出てくると思います。  
そういった所も考慮したうえで、どうしますか。  
運搬費用を設定するか、しないか。  
委員の皆様からご意見はございますか。

20番  
坂本委員

「コンバインの内訳」で「刈り取り」、「乾燥」、「運搬」があります。  
そうなると、この運送費用も関連するものになってくると思います。  
それでしたら、もみ摺は「もみ摺の内訳」を設けて、その中に「運搬」を新設してはいかがでしょうか。  
受託者としては、もみ殻の処分に困っており、毎年料金を上げる議論にもなっています。  
明確に「もみ摺の内訳」を設けて、「運搬」を明記して頂けると受託者は困らないと思います。

議長  
(草野会長)

乾燥調製をすると、ひとつの商品になります。  
稲を刈ったあとの「運搬」となると、まだ生産過程です。  
これは、運送業とは言えません。  
坂本委員の意見も当然わかりますが、出来たものを運ぶとなると、法令上の問題も出てきますので、それならむしろ設定しないほうが明快であると私は思います。  
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

「運搬」に関しては、「設定する」、「設定しない」両方の意見があり判断できない状況にあります

標準額の検討については、作業項目毎に協議して参りますので、そこでもう一度、「運搬」が絡むのであれば協議したいと思います。

一旦「乾燥調製後の玄米の運搬費用」については、「運賃」としての特出しはしないことによろしいでしょうか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「乾燥調製後の玄米の運搬費用」については、「運賃」としての特出しはしないことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「運賃」としての特出しはいたしません。

次に、検討資料の9ページ、既設項目の「代かき」について、協議いたします。

令和5年は、10aあたり6,700円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額7,105円、最高額8,000円、最低額6,700円となっております。

主な意見としては、農業機械の値上げ110%、燃料・電気代の高騰、平均

<p>議長 (草野会長)</p>	<p>値を目安とするという意見がありました。</p> <p>なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。</p> <p>こちらの作業項目について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>12番 生田目委員</p>	<p>代かき作業ですが、意外と神経を使う作業です。</p> <p>あと、先ほど申した通り燃料代が大分値上がりしています。</p> <p>先ほどの協議にも関連してきますが、機械に関する項目は、値上げをお願いしたいと思います。</p>
	<p>個人的な意見としては、いきなり何百円も上げるっていうわけでもなく、6,800円から6,900円程度でいいのかなと考えます。</p> <p>ただですね、いきなり一律アップということ意味ではなく、段階的に毎年少しずつ上げていって欲しいということです。</p> <p>先ほど言ったとおり、受託者が燃料代を負担しています。</p> <p>その事を皆さんに、考えていただきたいと思います。</p> <p>委託者にはその分が反映されておりません。</p> <p>今までの料金では、かなり受託者が苦しいです。</p> <p>これから担い手になる方が、こんな苦しい状況でやっていけるのか、そういうところを皆さんに考えていただきたいと思います。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>今、100～200円程度のアップという話がありました。</p> <p>生田目委員の意見は、個人的な意見ではないでしょうが、要は受託者側にとっては、燃料代の高騰が非常に苦しいとの意見でした。</p>
<p>20番 坂本委員</p>	<p>確かに、一気に値段を上げるのは極端だとも思いますが、100円や200円では厳しい状況ですので、300円アップの7,000円をお願いしたいです。</p> <p>作業料金を上げたくないのであれば、私たち受託者側としては、はっきり言って、委託者が燃料を用意してくれば問題ないと思っています。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>坂本委員の意見としては、7,000円とのことでした。</p>
<p>2番 四家(誠) 委員</p>	<p>今、協議されている「水田」ですが、皆さんは基盤整備を行った圃場を基準に協議されているのでしょうか。</p> <p>私のところは、急斜面ばかりで効率が悪く、燃料をかなり余分に使っております。</p> <p>そういうところも加味していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>18番 鈴木(義) 委員</p>	<p>多分、普通の人が見ると「代かき」の料金が高いと感じると思います。</p> <p>「代かき」の受託者は、用水路や田んぼの水管理までも行っており、水量調整などの技術的な水管理も大事であることを理解していただいて、私</p>

18番  
鈴木（義）  
委員

は7,000円が妥当じゃないかなと思います。

議長  
（草野会長）

確かに委託者が適切な水管理をしていて、受託者は「代かき」だけ行えば良いという状況はありませんね。

そこの労力を料金に反映させたいという意見でした。  
では7,000円もしくは6,900円どちらにいたしますか。  
7,000円ですと300円の値上げとなりますが。  
どうですか。

【「6,900円」の声あり】

6,900円との声がありました。  
6,900円ですと200円の値上げです。  
200円でも受託者にすれば、大きな値上げとなるとでしょう。  
これについて、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。  
「代かき」の標準額を6,900円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「代かき」の金額を6,900円に改定いたします。  
次に、検討資料の10ページ、「田植」について、協議いたします。  
令和5年は、10aあたり6,500円としているところです。  
見直し案の回答額が、平均額6,855円、最高額7,000円、最低額6,500円となっております。  
主な意見としては、農業機械の値上げ110%、燃料・電気代の高騰という意見がありました。  
なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。  
こちらの作業項目について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【「6,500円」の声あり】

只今、現状維持の6,500円という声があがりました。  
そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

摘要欄で変更していただきたい点があります。  
「薬剤等の場合は500円増し」との記載がありますが、こちら「薬剤等の場合は1剤に対し500円増し」として欲しいです。

除草剤と箱処理剤の2種類を使う人もおります。

「1剤なら500円、2剤なら1,000円」というように摘要欄に記載していただきたいと思います。

議長  
（草野会長）

それでは、「薬剤等の場合は500円増し」の後ろに、「(1剤あたり)」と追記する形でよいですか。

12番  
生田目委員

はい。  
よろしく申し上げます。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様からご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「田植」については、令和5年標準額の6,500円で据え置き、併せて摘要欄「薬剤等の場合は500円増し」の後ろに「(1剤あたり)」と追記することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「田植」の標準額を6,500円とし、摘要欄に「(1剤あたり)」を追記いたします。

次に、検討資料の11ページ、「防除(ドローン以外)」について、協議いたします。

令和5年は、10aあたり900円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額1,068円、最高額1,500円、最低額900円となっております。

主な意見としては、ドローンの防除に対して安すぎるという意見がありました。

なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「防除(ドローン以外)」については、令和5年標準額の900円で据え置くことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「防除(ドローン以外)」の標準額を900円とします。

次に、検討資料の12ページ、「防除(ドローン)」について、協議いたします。

令和5年は、10aあたり1,500円としているところです。

こちらは、見直し案が出なかった作業項目となります。

なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「防除(ドローン)」については、令和5年標準額の1,500円で据え置くことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「防除(ドローン)」の標準額を1,500円とします。

次に、検討資料の13ページ、「あぜ草刈」について、協議いたします。

議長  
(草野会長)

令和5年は、1時間あたり3,000円としているところです。  
見直し案の回答額が、平均額3,192円、最高額3,500円、最低額3,000円となっております。  
主な意見は、ありませんでした。  
なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。  
こちらの作業項目について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木(義)  
委員

これは、3,000円で良いと思います。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「あぜ草刈」については、令和5年標準額の3,000円で据え置くことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「あぜ草刈」の標準額を3,000円とします。

次に、検討資料の14ページ、「コンバイン」について、協議いたします。

令和5年は、10aあたり28,000円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額29,486円、最高額31,000円、最低額28,000円となっております。

他市町村の設定額については、記載のとおりです。

この作業項目は、コンバインの内訳(刈り取り、乾燥、運搬)の合計が反映される項目となります。

ですから、内訳となる「刈り取り」、「乾燥」、「運搬」も併せて検討して行くこととなります。

こちらの作業項目について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

17番  
箱崎委員

「コンバイン」に関してなんですが、高価な機械である分だけメンテナンスに係る費用が大きく、大分厳しい状況になって来ていると思います。

燃料代だけでなく、コンバインを維持する費用も加味して欲しいと思います。

コンバインの値段が1割上がると相当な金額となります。

また、部品も高くなっておりますので、少し上げてもらわないと厳しいです。

議長  
(草野会長)

受託者の中で「免税軽油」を使っている方はいらっしゃいますか。  
四家委員とか、箱崎委員とか。

17番  
箱崎委員

当然、使っております。

議長  
(草野会長)

そうだよね。  
箱崎委員も現実的に厳しいと訴えておりますが、そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

20番  
坂本委員

確かに、コンバインの作業料金に関しては、かなり慎重に協議して頂きたいと思います。  
何故かと言うと、「免税軽油」を使ったとしても、32円50銭安いというくらいで、昔のハイオク単価でやっているようなものです。  
はっきり言うと28,000円というのは、もう随分昔の話だったら構わないのですが、メンテナンスや修理代などの維持管理費用を考えると、3万円以上の金額にして頂きたい。  
大規模経営で作業受託するにしても、ちょっと厳しい金額だと思っています。  
担い手としての経営手腕が問われるところなので、すみませんがよろしくお願いします。

議長  
(草野会長)

確かに厳しい状況であります。  
しかし、いきなり大幅にアップするのも問題ですので、他市町村の状況も参考とすれば、30,000円が妥当ではないのかと判断します。  
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

18番  
鈴木(義)  
委員

今、会長から30,000円というご提示がありました。  
実は、私も30,000円で見直し案を出しております。  
であれば、「刈り取り」で1,000円アップと「乾燥」で1,000円アップ、もしくは、「乾燥」は据え置き、「刈り取り」で2,000円アップがよろしいかと思えます。  
今までの意見を考慮すると、「刈り取り」で2,000円アップが、最も妥当な設定なのかと感じます。

20番  
坂本委員

私も「刈り取り」で2,000円アップが良いと思います。

議長  
(草野会長)

はい。  
では、「コンバイン」の金額が30,000円、内訳の「刈り取り」を2,000円アップするというので、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「コンバイン」については、標準額を30,000円とし、内訳として「刈り

議長  
(草野会長)

取り」が2,000円アップの19,000円、「乾燥」が令和5年標準額の8,000円、「運搬」も令和5年標準額の3,000円とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「コンバイン」の標準額を30,000円とします。

次に、検討資料の18ページ、「もみ摺」について、協議いたします。

令和5年は、30kgあたり350円としているところです。

見直し案の回答額が、平均額365円、最高額400円、最低額350円となっております。

見直し案としては、もみ殻の処分費用も考慮との意見がありました。

なお、他市町村の設定額については、記載のとおりです。

こちらの作業項目について、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

もみ摺については、もみ殻処分の話が以前から出ていると思います。

もみ殻を処分してくれるお客さんがいるのかどうかはわからないのですが、大半は、受託者が何かしら田んぼに戻したり、腐らせて堆肥にしたりとかの処分をしております。

そこを加味して、50円アップの400円としてはいかがでしょうか。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

7番  
遠藤委員

受託者側と委託者側の両方から考えた場合、受託者は勿論大変ですが、委託者も金額のアップは厳しいと思います。

「コンバイン（刈り取り）」で金額を上げたのなら、「もみ摺」については、金額を据え置くほうが良いかと思います。

議長  
(草野会長)

委託者が、標準額より下げて欲しいと交渉することはまずないのです。

なんとか同じ値段でやってもらえれば助かるというのが大半です。

なぜかと言うと、全部の値段を上げてしまうと、田んぼを耕作する意味がなくなってしまうからです。

だったら、受託者へ田んぼを預けますということに絶対になってしまう。

ですから、委託者と受託者の折衷案を模索しないと行けないのです。

協議に戻りますが、350円を50円上げて400円とするか。

いかがでしょうか。

「もみ摺」は、昨年50円上げて350円としております。

今年も50円アップするのでしょうか。

他市町村の金額と比較しても、大きな差はありません。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番  
生田目委員

関連した件で「もみ摺・色彩選別機同時」なのですが、私の地区のライスセンターでも導入されまして、持ち込みで30kg 300円ですがライン上で100円。

とても安くて合わない。

色彩選別機の本体は約250万円します。

そのほかにコンプレッサー、エアドライヤーで約70万円から100万円かかります。

「もみ摺」の値段は3倍近いです。

ですが1袋100円しか取っていません。

この値段の差はどうしてなのでしょう。

原価償却していくうえで、「もみ摺」は350円、「色彩選別機」は「同時」で100円、すごく安いです。

そこのところを考慮して頂き、値上げを希望します。

実際のところは、100円上げて頂きたい思いですが、少なくとも50円程度の値上げをして頂きたいと思います。

よろしくお願いします。

20番  
坂本委員

この金額を設定した当初は、生田目委員の言ったような機械の値段などは考えずに設定したのだと思われまます。

私のところでは、「同時」の場合には、1袋300円取っています。

お客さんも文句は言いません。

高いと言われたこともありません。

二等・三等のお米が、一等米になる能力のある機械ですので、そのことを考えると、やっぱり200円、300円ぐらいあってもおかしくありません。

11番  
鈴木（理）  
委員

「もみ摺」、「色彩選別機」、それから「くず米」、値段が高いと言われたことがないとお話でした。

私は、自分の田んぼの「乾燥」と「もみ摺」は、全部頼んでいます。

それから、私が受託している田んぼ、1反5畝しかありませんが、これも一緒に私の数字の中に入れて請求して貰っていますが、私は正直に言って、高いと思います。

ただ、受託者には、高いとは言えません。

みんな我慢して、頼んでいるだけです。

高くなればいい、あと100円だ、200円だ。

ひとつの単価は50円100円かもしれませんが、1町歩あたりにしましたら、これは長く委託はできなくなってくる。

先ほど会長も申しました。

もともとこの担い手というのは、認定農業者の方です。

なぜかと言いますと、例えばコンバインでもトラクターでも、大型機械を買うときに、補助金は認定農業者しか対象になっておりませんでした。

我々が幾ら欲しいと言っても、補助金対象にはなりません。

しかし、今は認定農業者の方々だけでは、農地の全部を管理できないこ

11番  
鈴木（理）  
委員

とから、国のほうで半農半Xの方まで対象とするようになりました。

しかし現実には、半農半Xの方々は機械を持ってないので、本当の意味での農地耕作に貢献するということまでの数字は、とても望めないであろうと思っています。

基本はやはり、今も認定農業者の方々が担い手なのです。

私もいわきの会長を10年間務めました。認定農業者協議会として、農地受託のためにどうしていくかという議論はあまりされていないと思います。

個人の立場ということになって来ていると思います。

国の補助金対象は、認定農業者にしかなかったということも踏まえて、これはひとつ真剣に考えていただきたい。

自分のことを考えるのは当然です。

しかしそこには、企業努力ということも入っていかないと、企業としての成り立ちはできません。

今はどうかわかりませんが、ここでも何度か申し上げていたのは、郡山のコメ農家の方々、「安積米」をやっていた方々は、お盆を過ぎると「刈り取り」、「乾燥」、「もみ摺」は、一件ずつ家庭訪問をして仕事をもらってきた。

私はこういうサービスをいたしますという、いわゆる値下げではありませんが、サービスという企業精神から、サービスの部分を自ら提示して仕事を貰ってくる水田農家です。

これを現実にやって来た方々がいたということなのです。

これをやっぱり考えていかないと。

「油代」、それもわかります。

でも燃料代が下がったら、その料金はまた見直しますか。

私は、企業としての価値というものがどこにあるのかということも併せて考えていかないと、生業というものには繋がってこないと思います。

我々も県もそうですが、国にも様々な要請があります。

高いから何とかしてくれというお願いだけではできない。

ここまではやるので、この先はとて難しいのだということまでいかないと、「はい、わかりました」とはならないと思います。

私から申し上げます。

我々は農業委員会、公的な機関なのです。

どうかひとつ、笑いながらこの金額を審議することはやめて頂きたい。

傍聴者がいたときに、なるほどと思われるような、そういう裏付けのある議論をお願いしたいと思います。

17番  
箱崎委員

今の鈴木委員の意見を聞いて、ひとつ言いたいことがあります。

確かに認定農業者の補助金、機械の補助等も頂いてやって来ました。

ただ、現在の状況は、認定農業者でも昔のような補助金はありません。

機械の料金が上がる中で、やはり作業料金も上がらなないと、機械を更新する事も厳しい状況になっております。

17番  
箱崎委員

認定農業者だから全て受けられるかというのと、もうそういう状況ではなくて、今は条件を選んで選別するようになっています。

作業をやらないから借りてくれと言われても、借りられる状況じゃなくなって来ております。

担い手としても、条件が良くなければ借りられない。

土地を持っている方が、管理するために、お金を出さなきゃならない時代になっていますので、ある程度の作業料金の値上げが必要です。

これは受託者の立場の意見ではありますが、本当に経営していくのが厳しいのです。

逆に言うと、今までの作業料金が安かったのではないかとも思います。

いわき市の場合、どうしても作業条件のいいところが少ない。

その辺りも考えて頂きたいと思います。

議長  
(草野会長)

今、鈴木（理）委員と箱崎委員から、違う立場での意見がありました。

鈴木（理）委員が言ったように、この協議は長年続いておりますが、委員に受託者（担い手）が多い状況ですので、当然、偏った見方にならないように注意しなければなりません。

農業委員会は、皆の代表なのだということを、今一度肝に銘じて、検討して参りたいと思います。

今回も様々なご意見が出ましたが、残念ながら、ここでお時間となります。

「もみ摺」以降の作業項目については、次回改めて検討することといたします。

次回もよろしくお願いいいたします。

次に、その他に入ります。

まずは、事務局から何かありますか。

事務局  
(鯨岡係長)

【資料4】目標地図の素案作成に向けて

⇒ 各地区の進捗状況について、上記資料により説明した。

事務局  
(大内主査)

【資料5】令和5年度前期農業者年金加入推進活動計画・農業者年金加入推進対象者名簿

⇒ 前期の加入計画について、上記資料により説明した。

併せて、加入推進グッズを配付した。

議長  
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

5番  
田子委員

お疲れのところすみません。

時間が押してしまいましたので、次回でもお話ししようかと思っていたのですが、お話をさせていただきます。

私から事務局へお願いして配付させて頂いた、新聞記事をご覧下さい。

5番  
田子委員

福島民友に、メガソーラーをなるべく作らないで欲しいという自治体の宣言がなされたという記事があります。

今回大きく載ったのは、福島市の宣言ですが、その前に大玉村も既に宣言しているそうです。

ただこれは、各自治体の景観保護条例に基づいて、そのような宣言をしたのかと思うところがありまして、これを法的に規制するのであれば、しっかりとした条例を作って、規制をかければいいのですが、ただ単に望まないという形での宣言だということですので、これは相手方企業の営業の自由に配慮したのかと思われまます。

ただ、この中で問題なのは、山にそういうものを作らないで、平地に誘導するのだというような文言が入っております。

平地にと言うと、当然狙われるのは農地です。

そうすると、これまで山間部に設置が計画されていたような太陽光発電が、平地の農地に押し寄せてくるのではという危惧を持っているわけです。

それに対して共済新聞に、太陽光発電のあり方に問題がある。

あるべき姿、将来像をまとめていこうというような方針が出されました。

これに基づいて、我々がその太陽光業者に対して、山から追われたのだったら平地に戻ってくるなということも言いづらいわけですので、これまで我々は農振地区とか、第一種農地、ここは現地視察や農地パトロールをする場合、厳しく見てきましたけれども、ただ、そういう指定されている地域でも、いわゆる入会地などというのは、幾ら農振地区だから農業以外に使っては駄目ですよと言われてたって、他に使いようがないわけですよ。

農振地区だから、一種農地だからということにこだわることなく、むしろ平地の農地で本来の農業をすべきなのでしょう。

出来ないところに誘導して行くというのも、ひとつの政策的な手法じゃないかと。

それによって、現地視察や農地パトロールに行くと、広い水田の中に、ポツンポツンと太陽光発電のパネルが並んでいますが、少しずつでも排除出来るのではなかろうか。

そのためにもいわき市は、太陽光発電の契約において、この地域にはこないでください、こちらの地域だったらどうぞというような、そういう誘導政策を取って頂きたいということを、農業委員会として、行政当局に提案できればというご提案をしたいと思えます。

議長  
(草野会長)

これは非常に良い提案です。

農地であってもなくても、やはりいわき市には、太陽光発電の被害に本当に目を開いて、これからやって行って欲しいものです。

今回のこういった資料も当然参考にしながら、今後様々な機関とも連携しつつ、進んで行ければと思います。

田子委員、また情報がありましたら、よろしくお願ひします。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

【意見・質問なし】

議長 | 特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第30回  
(草野会長) | 総会を閉会いたします。

#### 4 議案・報告の内容及び審議結果

##### (1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決 (番号11番取下げ)
第3号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第4号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第5号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条に規定する承認について	原案のとおり可決

##### (2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

#### 5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

#### 6 本総会の閉会時刻

午後5時00分

#### 7 本総会の議事録署名人に指名された委員

15 新妻 信夫

16 平田 敬一